



10月7日、日米貿易協定に署名する杉山晋輔駐米大使とライトハイザー通商代表。会場にはトランプ大統領の姿も（AP / アフロ）

「第二段階」としての 日米貿易協定

スピード重視で行われた日米貿易協定交渉。

「互いに実を取った交渉」とも評価できるが、

WTO協定上の疑義も指摘される。

牛肉・豚肉の自由化カードを既に切った日本は、

厳しい「第二段階」の交渉を余儀なくされよう。

みずほ総合研究所主席研究員
菅原淳一

すがわら じゅんいち 一九九六年富士
総合研究所（現・みずほ総合研究所）
入社、国際調査部研究員、政策調査部
主任研究員などを経て、二〇一六年より
現職、通商政策担当。経済協力開発
機構（OECD）日本政府代表部専門
調査員（二〇一〇四年）を務めた。

今年四月に開始された日米貿易交渉が九月二五日の日米
首脳会談において合意に至り、「日米貿易協定」と「日米
デジタル貿易協定」が一〇月七日に署名された。米国では
議会承認が不要なため、日本で現在開会中の臨時国会（第

二〇〇回国会）で承認されれば、両協定は来年早々にも発
効することが見込まれている。なお、日本では、両協定の
実施に当たって新たな立法措置および予算措置は不要なた
め、関連法案はない。

日米デジタル貿易協定は「TPP+α」

今回、日米貿易協定とともに日米デジタル貿易協定が署名されたのは、日米間の意見の相違が小さく、昨年九月の日米首脳会談における共同声明（以下、一八年声明）にある「早期に結果を生じ得る」分野としてデジタル貿易が取り上げられたためである。

同協定は、昨年一月末に署名された米墨加協定（USMCA）のデジタル貿易章（第十九章）をおおむね踏襲し、これにUSMCAでは金融サービス章（第十七章）や附属書に置かれている規定を取り込んだものになっている。USMCAのデジタル貿易章は、環太平洋パートナーシップ（TPP）の電子商取引章（第四章）を土台に追加的内容を含んだものとなっている。よって、今回日米両国は、TPPの内容に加えていくつかの追加的な内容について合意したことになる。

昨年一二月に米通商代表部（USTR）が公表した〈対日貿易交渉目的〉は、デジタル貿易につき、①デジタル・プロダクトへの関税不賦課、②電子的に送信されるデジタル・プロダクトの無差別待遇、③越境データ移動の制限やコンピュータ関連設備の設置・利用要求を禁ずる最先端の

約束の確立、④ソースコード及びアルゴリズムの政府による開示要求を禁止する規定の導入、⑤第三者のコンテンツに対するオンライン・プラットフォームの知的財産権以外の民事責任を制限するルールの確立、の五点を求めている。このうち、⑤はTPPには規定がなく、④についてはTPPで対象とされたソースコードにアルゴリズムが加えられている。これらはいずれもUSMCAに規定があり、日米デジタル貿易協定にも盛り込まれた。

同協定は、デジタル貿易に関する通商協定としては、USMCAと並んで最も高い水準のルールを盛り込んだものとなっており、世界貿易機関（WTO）における電子商取引ルールの議論など、デジタル貿易に関する国際ルール策定の取り組み、いわゆる「大阪トラック」での日米協力の基盤となるものとみられる。

なお、本協定は、日本では国会承認が必要となるが、米国では行政協定として議会承認が不要となっている。

「ワイン・ワイン」か、「不平等」か

日米貿易協定は、かつて日本政府がこれを「日米物品貿易協定（TAG）」と呼んだように、物品貿易（市場アクセス及び原産地規則）のみを対象とする協定であり、全

一条と日米それぞれの附属書から成っている。同協定は、日米両国が国内手続を完了したことを書面で相互に通告した日の三〇日後、または両国が決定する日に効力を生ずるとされている（第九条）。

日米貿易協定については、日米双方にとり「ウィン・ウィン」の内容となつていゝとの声もあれば、米国に一方的に有利な「不平等条約」であるとの声もあり、評価が大きく分かれている。この点を日米両政府の交渉における立場からみれば、同協定は、日米双方が最も望んでいた成果を互いに実現するものとなつていゝと言へるのではないだろうか。

一八年声明で日本は、「農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限である」との立場を明らかにしていた。農林水産品について日本がこれまでに最も高い自由化水準で約束したのはTPPおよび日EU（欧州連合）EPA（経済連携協定）である。米国との間では、いったんTPPで合意しており、交渉で米国がTPPでの水準を上回る自由化を求めてくるかどうかが目されていた。今回の合意では、米国が最重視していた牛肉や豚肉ではCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）締約国と同等の

待遇を認めた半面、コメは除外するなど、日本の重要品目についてTPPと同等かそれ以下の自由化水準での約束にとどまつてゐる。

また、日本にとつては、米国による自動車・同部品の輸入制限措置の対象から日本を除外することが交渉の最重要課題のひとつであつた。言うまでもなく、自動車産業は日本の基幹産業であり、自動車・同部品は対米輸出総額の三分の一強（二〇一八年実績で約五・五兆円）を占める最大の対米輸出品目である。米国が一九六二年通商拡大法第二三二条に基づき、安全保障上の脅威となるおそれを理由に、日本の自動車・同部品に追加関税や数量制限を課すことは何としても回避する必要があつた。日本政府の試算によれば、米国が自動車・同部品に二五%の追加関税を課した場合、日本の関税支払額は約一・九兆円増加することになる（一八年対米輸出実績に基づく）。今回の日米首脳会谈での共同声明（以下、一九九年声明）には、日米両国は日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が「誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない。」という一八年声明と同様の文言が盛り込まれ、米国による自動車・同部品の輸入制限措置の対日発動は当面回避されることとなつた。

日米間での自由貿易協定（F T A）締結については、米国のT P P復帰が最善策であるという基本的立場を明らかにしていた日本が、「次善の策」として米国との二国間貿易協定の交渉開始に同意したのは、農林水産品のT P P水準を上回る自由化と、米国による自動車・同部品の輸入制限措置の対日発動という、国内で強い懸念がもたれていた二点を交渉によって回避することができると見込めたためだと考えられる。今回の合意は、これらを実現するものとなつていると言えるだろう。

他方で米国は、農産品、特に牛肉・豚肉に関して日本からT P P水準の自由化を早期に勝ち取ることを最重要の交渉目的としていた。日本が昨年末にC P T P P、今年二月一日に日E U・E P Aを発効させたことにより、米国の輸出者は日本市場において競争上不利な立場に置かれていた。特に牛肉や豚肉では、E P A特惠関税率が適用されないのは事実上米国のみとなっており、例えば、牛肉の関税率は現在、米国産向けは三八・五%であるのに対し、オーストラリアやカナダなどのC P T P P締約国産向けは二六・六%となっている。この不利な状況を一刻も早く解消することを米国は重視していた。また、米中貿易摩擦は長期化し、U S M C Aの議会承認も思うように進まず、E

Uとの貿易交渉も進展をみない中で、日本との交渉で具体的な成果を上げることは、ドナルド・トランプ米政権にとつて優先課題だったのではないか。今回の合意で日本は、米国に対して牛肉・豚肉の関税について、C P T P P締約国と同等の待遇を米国に対して認めた。

米国が重視する自動車産業については、一八年声明において、「市場アクセスの交渉結果が米国の自動車産業の製造及び雇用の増加を目指すもの」にするという立場を米国は明らかにしていた。日本の自動車・同部品関税はすでに無税であるため、「米国の自動車産業の製造及び雇用の増加」を実現するには、米国は交渉において、日本からの輸入増につながる関連品目の関税削減・撤廃に応じることはできない。今回の合意において米国は、自動車・同部品が関税撤廃に向けた今後の交渉の対象となることを約束するにとどめた。

このようにみれば、日米両国は今回の合意によって、交渉の所期の目的を互いに実現したと言える。日米貿易協定を「ウイン・ウイン」とする見方は、この点を評価するものである。しかし、日本は牛肉や豚肉を含む重要品目の一部をT P P水準まで自由化したのに対し、米国は自動車・同部品の輸入制限措置という「脅し」の対日発動見送りを

約束したのみであり、TPPで約束していた自動車・同部品の関税撤廃には応じなかった。この点を重視すれば、日米貿易協定は「不平等」ということになるのだろう。筆者は、一方的措置を振りかざし、ルールではなく「力」に基づく交渉を志向するトランプ政権との交渉であることに鑑みれば、今回の合意は、日本政府による「現実的対応」として評価している。ただし、それは今回の合意が最終的なものではなく、「第一段階」の合意であるとの前提に立った評価である。

約七二億ドルの限定的合意

日米貿易協定は、交渉開始から半年足らずで妥結へと至った。TPPという交渉の土台があったとはいえ、このスピードは異例である。これは、牛肉・豚肉の日本市場における不利な状況の一刻も早い解消を目指す米国が、早期合意を最優先したことが最大の要因だろう。さらに、トランプ政権は、協定を迅速に発効させるため、二〇一五年大（統領貿易促進権限（TPA）法第一〇三条（a）の規定を活用し、時間を要する議会承認を不要とするという異例の措置をとった。同規定に従い、今回の合意では、米国が関税撤廃を約束したのは現行関税率が5%以下の品目のみで

あり、5%超の品目については関税の半減しか約束していない。

こうした交渉スピードの重視と米国内法上の要請から、今回の合意は対象品目が限定的な部分合意となっている。新規に関税削減・撤廃を約束したのは、日本が農産品など五九五品目の約七二億ドル（約七八〇〇億円）、米国は農産品四二品目（約四三〇〇万ドル）と工業品一九九品目（約七一・七億ドル）の約七二億ドルである。この意味において、日本政府が主張するとおり、今回の合意は「農産品と工業品について、バランスの取れた内容」（茂木敏充外相）になっており、トランプ大統領の好む「相互主義（reciprocity）」にも適っている。ただし、七二億ドルは日本の対米輸出総額一五・五兆円（二〇一八年）のわずか5%の規模にすぎない。

このような限定的な部分合意となったため、日米貿易協定にはWTO協定上の疑義が生じている。日本政府によれば、同協定における関税撤廃率は、日本が約84%、米国が約92%（いずれも貿易金額ベース）であるとされている。ただし、米国の数字には、米国が将来関税撤廃に应じると日本政府が見込んでいる自動車・同部品の金額が含まれている。これを除けば、米国の関税撤廃率は六割を切る

とみられる。WTO協定（関税貿易一般協定（GATT）第二四条）は、先進国間の貿易協定に「実質上すべての貿易」の関税を撤廃することを求めており、関税撤廃率九〇％がその目安とされている。今回の協定がこれを満たしているとは言い難い。

米国の譲許表（附属書2）には、「自動車・同部品関税は、関税撤廃に関する更なる交渉の対象となる」とのみ記載されている。少なくとも、この文言のみをもっては、米国が将来の自動車・同部品関税の撤廃を約束したとみなすのは無理がある。現時点において、米国の関税撤廃率に自動車・同部品の分を含めることには疑問を呈せざるを得ない。

厳しい交渉が予想される「第二段階」

今回の日米貿易協定は、「第一段階の初期関税協定」（USTR）にすぎない。日本も有税工業品については一切譲許していないなど、第二段階の交渉を前提とした内容となっている。今後の交渉によって、日米貿易協定をWTO協定上疑義のないものへと発展させる必要がある。

一九九年声明では、日米貿易協定発効後、四ヵ月以内に協議を終え、「互恵的で公正かつ相互的な貿易を促進するため、関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る

障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図である」とされており、第二段階の交渉は早ければ来春にも始まることとなる。

米中摩擦や米大統領選挙日程などを考えると、交渉が早期に進展する可能性は高くないが、交渉が本格化すれば、包括的な貿易協定を目指す米国は、二二項目にわたる（対日貿易交渉目的）に基づき、農産物市場のさらなる開放や為替条項の導入など、いくつもの難題を日本に突き付けてくるだろう。農産物については、日本の譲許表（附属書1）に、「米国は、将来の交渉において、農産品に関する特恵的な待遇を追求する」と明記されている。

日本は今後の交渉で、これらの米国の要求に対応する一方で、米国から自動車・同部品関税の撤廃を勝ち取らねばならない。日本はすでに、第一段階で最大のカードであった牛肉・豚肉の自由化に応じてしまっている。他方、米国が、交渉が難航した場合に自動車・同部品への輸入制限措置の対日発動を蒸し返してくる可能性は拭い切れない。ロバート・ライトハイザー米通商代表が、今回の日米首脳会談後に、「現時点で」同措置の対日発動はないと発言していることが気にかかる。第二段階の交渉は日本にとって厳しいものになることが予想される。●